

教育訓練休暇給付金

令和7年

雇用保険事務
担当者研修会

「教育訓練休暇給付」とは？



(1) 「教育訓練休暇給付金」とは？

「教育訓練休暇給付金」とは？

・ 労働者が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。

・ 一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者※が、就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

※高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者は対象外です。

〈活用例〉

・ 外国企業とのコミュニケーションが必要となる部署への異動を想定し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

・ IT企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

「教育訓練休暇給付金」の概要



(1) 支給対象者

両方を満たす必要あり

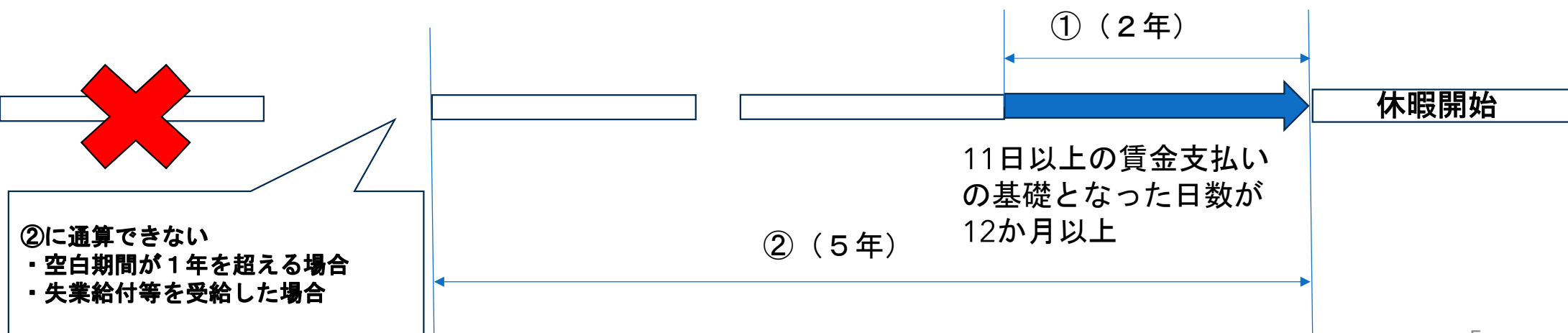
① 被保険者期間（休暇開始前2年間）

2年間に12か月以上

（原則として、1か月に11日以上賃金支払いの基礎となった日数）

② 雇用保険加入期間（通算）

通算5年以上



(2) 受給期間・給付日数・給付日額

①受給期間：原則、休暇開始日から起算して1年間

②給付日数：雇用保険に加入していた期間（P6の②の期間）に応じます

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

③給付日額：原則、休暇開始日前6か月の賃金日額に応じて算定されます

「教育訓練休暇給付金」の 支給対象となる休暇



(1) 「教育訓練休暇給付金」の支給対象となる休暇

適用担当
注目

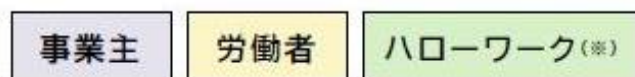
全ての要件を満たす必要あり

- ① **就業規則や労働協約等**に規定された**休暇制度に基づく休暇**
- ② **労働者本人**が教育訓練を受講するため**自発的に取得する**ことを希望し、**事業主の承認**を得て取得する**連続する30日以上は無給の休暇**
- ③ 次に定める教育訓練等を受けるための休暇
 - ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校
 - ・ 教育訓練給付金の講座指定を有する法人等が行う教育訓練
 - ・ 職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
(司法修習、語学留学、会が愛大学院での博士号の取得等)

「教育訓練休暇給付金」 の手続きの流れ

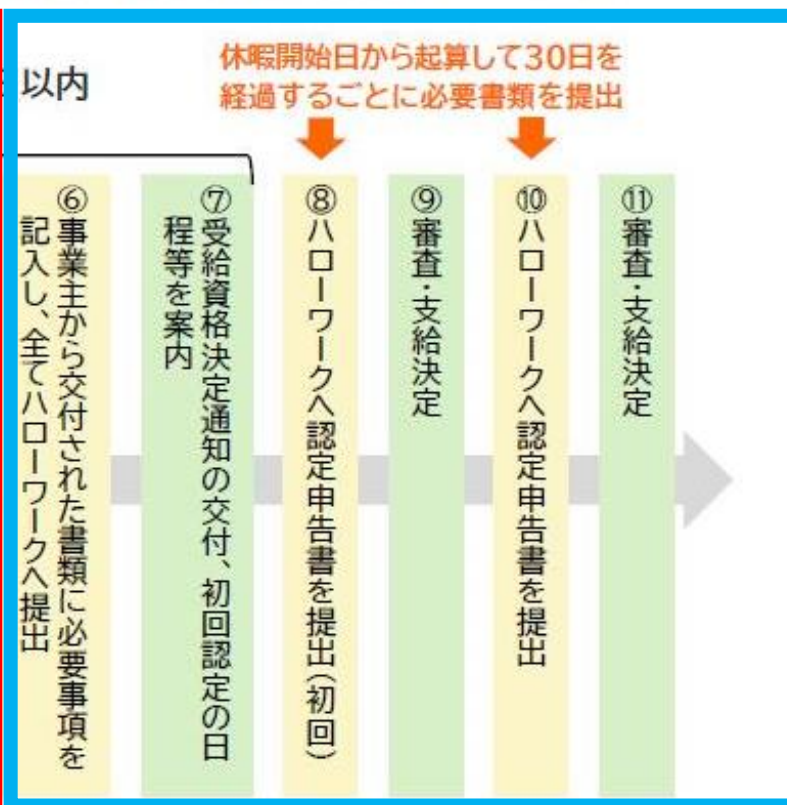
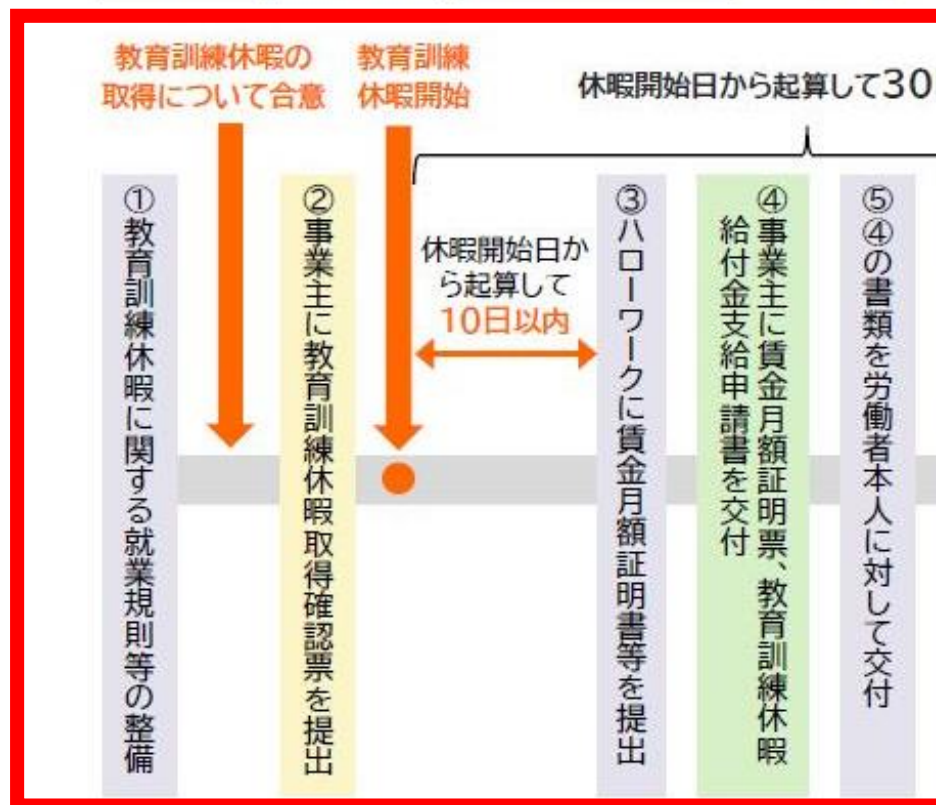


(1) 手続きの流れ



※事業主が手続主体となる場合は事業所の所在地を管轄するハローワーク、労働者が手続主体となる場合は労働者の住居所を管轄するハローワークです。

事業主



労働者

参考



掲載場所

URL :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

検索ワード：教育訓練休暇給付金

QRコード：



本文へ

お問い合わせ窓口

よくある質問

サイトマップ

国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム

>

政策について

>

分野別の政策一覧

>

雇用・労働

>

雇用

>

雇用保険制度

>

教育訓練休暇給付金

雇用・労働

教育訓練休暇給付金

制度概要

リーフレット・パンフレット

教育訓練休暇給付金のご利用を検討されている労働者の皆さまへ

事業者の皆さまへ

手続の流れ、各種申請・届出様式

お問い合わせ先

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休職を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休職期間中の生活費を保障する制度です。

制度概要

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上が無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。支給要件や手続の流れ等の詳細は各種資料をご確認ください。

項目	内容								
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職中の方）								
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から遡算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給								
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賞与や手当には含まれません。上限・下限があります）								
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準給付日数</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </tbody> </table>	加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	標準給付日数	90日	120日	150日
加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上						
標準給付日数	90日	120日	150日						
留意点（労働者）	①教育訓練休暇給付金を受給した場合、被保険者期間はリセットされます。 ②受給申請は正しく行ってください。								
留意点（事業者）	①就業規則を訂正している労働者について労務の届出を行った場合、罰則の対象となります。 ②ハローワークから支給された書類は、適切に対象労働者に交付してください。								

ページの先頭へ戻る

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

雇用・労働

雇用

人材開発

労働基準

雇用環境・均等

非正規雇用（有期・パート・派遣労働）

労使関係

労働政策全般

相談窓口等

年金

他分野の取り組み

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

審議会・研究会等

国会会議録

予算および決算・税制の概要

政策評価・独立評価